

令和2年由仁町議会第2回定例会 第1号

令和2年6月17日（水）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
 - 1、会務報告
 - 2、令和元年度由仁町一般会計繰越明許費繰越計算書報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 議案第 1号 由仁町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第 2号 由仁町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第 3号 由仁町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び由仁町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第 4号 由仁町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第 5号 由仁町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第 6号 由仁町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第 7号 由仁町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 13 議案第 8号 令和2年度由仁町一般会計補正予算について
- 14 議案第 9号 令和2年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 15 議案第10号 令和2年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算について
- 16 議案第11号 農業委員会委員の任命について
- 17 議案第12号 農業委員会委員の任命について
- 18 議案第13号 農業委員会委員の任命について
- 19 議案第14号 農業委員会委員の任命について
- 20 議案第15号 農業委員会委員の任命について
- 21 議案第16号 農業委員会委員の任命について
- 22 議案第17号 農業委員会委員の任命について
- 23 議案第18号 農業委員会委員の任命について
- 24 議案第19号 農業委員会委員の任命について
- 25 議案第20号 農業委員会委員の任命について
- 26 議案第21号 農業委員会委員の任命について
- 27 議案第22号 農業委員会委員の任命について
- 28 議案第23号 農業委員会委員の任命について

- 29 議案第24号 農業委員会委員の任命について
30 議案第25号 農業委員会委員の任命について
31 意見書案 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
第1号 見書の提出について
32 意見書案 新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書の提出について
第2号 いて
33 議会運営委員会の閉会中の審査について

○出席議員（9名）

議長	10番	熊 林 和 男 君	副議長	9番	後 藤 篤 人 君
	1番	大 畠 敏 弘 君		2番	加 藤 重 夫 君
	3番	早 坂 寿 博 君		4番	羽 賀 直 文 君
	6番	平 中 利 昌 君		7番	大 竹 登 君
	8番	佐 藤 英 司 君			

○欠席議員（1名）

5番 浮 田 孝 雄 君

○出席説明員

町		長	松	村	諭	君
副	町	長	田	中	利	行
教	育	長	田	中	宣	行
代	表	監	吉	田	弘	幸
総	務	課	野	島		健
地	域	活	菊	地	和	夫
住	民	課	中	島		哲
産	業	振	納	口	浩	昭
保	健	福	中	道	康	彦
建	設	水	岩	花		司
会	計	管	山	影	寿	幸
町	立	診	安	達		智
教	育	課	泉		陵	平
農	業	委	川	原	田	直
員	会	事				人
務	務	局				君
長						君

○出席事務局職員

局		長	河	合	高	弘	君
主		査	濱	道	義	繼	君
主		事	清	水	香	葉	子
							君

◎開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

- 議長（熊林和男君） ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しております。
よって、令和2年由仁町議会第2回定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

◎開議の宣告

- 議長（熊林和男君） これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（熊林和男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番 早坂君、4番 羽賀君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

- 議長（熊林和男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告願います。

議会運営委員長

- 3番（早坂寿博君） 今定例会の会期について、委員会の審議結果を報告します。
本委員会につきましては、議長、副議長、委員長会議の協議を踏まえ、6月12日に開催し、議会運営等について協議を行ったところであります。

内容については、今定例会の付議事件等として、報告事項として諸般の報告及び行政報告、町長提出案件として条例の一部改正案6件、計画の一部変更案1件、令和2年度各会計補正予算案3件、人事案15件の計25件であります。議会提出案件として意見書案2件、議会運営委員会の閉会中の審査の申出1件、計3件であります。

続いて、議会運営の取扱いにつきましては、議案第1号から第10号、意見案第1号から2号については単独上程とします。議案第11号から議案第25号の人事案件については一括上程といたします。一般質問については本日举行うことといたします。

本会議及び議事の日程は、付議事件全般について審議した結果、本日日程第1から日程第33まで行うこととし、今定例会の会期については6月17日1日限りとすることで意見の一致を見たところであります。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

- 議長（熊林和男君） 委員長に対し質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りとすることに決定をいたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（熊林和男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、1の会務報告をいたします。会務報告は、お手元に配付したとおりです。御覧おきいただきたいと思ひます。

次に、2の令和元年度由仁町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告をいたします。町長から令和元年度由仁町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告がありましたので、お手元に配付したとおりです。御覧おきいただきたいと思ひます。

以上で日程第3、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（熊林和男君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告があります。

町長

○町長（松村 諭君） 令和2年第1回定例会以降の行政事務についてご報告いたします。

第1点目は、ふるさと寄附金の受付状況についてであります。今年度の寄附金は、受付ベースで6月1日現在1,026件、1,876万円となっており、昨年度の同時期と比べますと件数は387件の増、金額では169万円の増となっております。増加の要因といたしましては、返礼品の充実や積極的なPR活動により当町の品質のよい魅力あるものが見られるようになったことが挙げられます。中でも昨年7月から新たに返礼品に追加し、健康食品として高い注目を集めておりますオートミールが今年4月以降特に多くの申込みを受けているところであります。これに加えて新型コロナウイルスの影響により外出自粛が続き、食料加工品の需要が高まったことや困窮する事業者や地域を応援するためふるさと納税を利用する方が増えた、このことが増加の要因として考えられるところであります。今後もさらなる寄附金の増額を目指して由仁町をPRするとともに、返礼品の新規発掘と確保に努めてまいります。

第2点目は、特別定額給付金の状況についてであります。新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴う家計への支援等を目的として、国民1人当たり10万円を給付する特別定額給付金につきましては、給付対象となる町民2,402世帯、5,014人に対して5月15日に申請書を郵送したところであります。6月15日現在の申請書受付件数は2,332件で97%の申請を受理しており、5月29日に第1回目となる振込を開始して以降4、

737人分、4億7,370万円の銀行口座振込が完了し、94.4%の交付を行ったところであり、給付金の申請期限は、この申請の受付開始から3か月以内と定められており、当町の期限は8月14日となっていることから、引き続き感染症の蔓延防止に配慮しつつ、未申請の世帯へ再度連絡を行うなど周知に努め、多くの町民が給付金を受けられるよう取り組んでまいります。

第3点目は、町内のイベント等諸行事の開催状況についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響により、本年予定されておりました町内における各種行事やイベントの取りやめを余儀なくされたところであり、町主催の行事として、災害対策本部訓練、6月の南空知南部医療介護連携講演会などは中止といたしました。8月に予定しております由仁町戦没者追悼式につきましては、現在のところ感染防止対策を講じた上で規模を縮小して開催する予定であります。さらに、町関係機関の行事として、6月の由仁消防団春季連合消防演習、7月の南空知消防組合消防演習、本年度から民営化となりましたじいりこども園及び三川保育園の運動会などが中止となっております。また、町内の各機関、団体の総会などの会議が書面会議の形式で行ったり、町委託事業であります福祉のつどいやげんき塾、認知症カフェなども中止となっており、子育て支援センターの一般開放につきましては公共施設の閉鎖期間に合わせて休止したところであり、さらに、町が後援や協賛をしているイベントとして、7月のチュプチニカドローンフェスティバル、8月の由仁町夏まつり、初めて当町で開催を予定しておりましたJAそらち南の農業祭、由仁地区盆踊り、三川地区夏まつり、川端地区盆踊りなどは、各団体や実行委員会から開催中止の報告を受けたところであり、当町の風物詩であります各種イベントの見送りは、町民の皆さんにとりましても大変残念なことだと思っているところであり、

なお、教育関係につきましては、教育長から行政報告をさせていただきます。

第4点目は、主な工事の進捗状況についてであります。建築事業の由仁町公営住宅あけぼの団地3号棟建て替え工事は、5月29日に着工し、現在基礎工事の作業中で、進捗率は11%であり、本年10月30日に完成の予定となっております。

第5点目は、南空知公衆衛生組合における馬追クリーンセンター基幹的設備改良工事請負契約の締結についてであります。南空知公衆衛生組合では、不燃ごみ及び粗大ごみのリサイクル施設であります馬追クリーンセンターの老朽化に伴い、改修工事の準備を進めておりましたが、本年5月14日に入札が執行され、予定価格2億4,750万円に対しまして2億3,430万円でクボタ環境サービス株式会社北海道支店が落札し、5月27日に開催されました同組合議会第4回臨時会において工事請負契約の締結が議決されたところであり、入札は、一般競争入札で行われ、落札率は94.67%であります。契約の期間は、本契約の締結日から令和3年3月10日までとなっております。

行政報告は、以上5点でございます。

○議長（熊林和男君） 教育長から教育行政報告があります。

教育長

○教育長（田中宣行君） 令和2年第1回定例会以降の教育行政諸般について2点ご報告

をいたします。

1点目は、町内小中学校の状況についてであります。初めに、5月1日現在の小中学校の学級数及び児童生徒数についてであります。由仁小学校は特別支援学級4学級を含めて11学級193名、由仁中学校は特別支援学級2学級を含めて5学級101名となっております。小中学校全体では16学級294名となり、昨年と比較しますと児童生徒数で12名の減、学級数では1学級の減となっております。

次に、小中学校の教職員数についてであります。校長、教頭は4名、教諭25名、養護教諭2名、栄養教諭1名、事務職員2名のほか、中学校美術科における南幌中学校との兼務教員1名の計35名で、昨年度と同数の教職員配置となっております。このほか道から派遣を受けている非常勤のスクールカウンセラーが1名、スクールサポートスタッフ1名、町単費でALTが2名、介助員が1名、事務補2名、特別支援教育支援員5名、公務補3名の計15名の職員がそれぞれ勤務をしております。

第2点目は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う教育関係行事等への影響についてであります。今年に入ってからの新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、小中学校では2月27日から3月25日の期間、4月20日から5月31日までの期間において臨時休業の措置を取ってまいりましたことから、学校行事や年間の授業計画に変更等が生じております。学校行事につきましては、卒業式、入学式は出席者の限定や時間短縮により挙行いたしました。4月に予定していた参観日、PTA総会のほか、中学校の体育大会や中体連大会などの中止、修学旅行や小学校の運動会は実施時期を秋へ延期したところであります。また、臨時休業に伴い不足する授業時間につきましては、既に各学校に対して指示をしております。子供たちの学びの保障を最優先として考え、やむなく夏冬休みの期間短縮や学校行事の縮小、中止などの措置によって学習指導要領に沿った授業時間を確保できるよう年間計画の見直しを行ったところであります。

社会教育関係行事は、4月から6月までのゆめつく館関係事業、7月の全町ソフトボール大会を中止とするほか、高齢者大学ユニカレッジや女性セミナーフィーカの実施内容等を大幅に縮小する予定としております。

以上でございます。

○議長（熊林和男君） 以上で日程第4、行政報告を終わります。

◎日程第5 一般質問

○議長（熊林和男君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問においては、2名の議員から通告されております。

順次発言を許します。

最初の質問者、羽賀君の発言を許します。

羽賀君

○4番（羽賀直文君） まずもって今現在世界中で猛威を振っております新型コロナウイルス感染症、日本でも緊急事態宣言というかつて経験したことのないようなことが発出

されました。その影響を受けまして、日本国中ではあらゆる分野におきまして多大な影響を受けているかと思えますけれども、当町では幸い罹患の報告は受けておりませんが、先ほど申しましたとおり、飲食業、それからサービス業の方においても多大なる影響を受けている方がたくさんおられます。これらの方々には心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早くこの事態が収束し、従来の生活が取り戻せるようご祈念申し上げて、私の最初の質問をさせていただきたいと思えます。

今回私は、農地の流動化、集積、集約化について町長に伺いたいと思っております。現在日本の農業は、TPP11やEUとのEPA、日米貿易協定などの外圧を受けていますが、農業者はこれらにあらがうべく多様な経営形態の中で自らの生活を守りながらも、安全な食料を安定的に供給するため厳しい経営に取り組んでいます。平成30年に由仁町農業委員会が取りまとめた農業経営者に対する意向調査でも35%以上の方が規模拡大を希望しています。ここ2年は、あっせん件数、面積も増加傾向にあるようですが、全体の要望から見ればまだ一部と考えます。また、飛び地、離れ地に対する集約化の声も聞かれます。高齢化は、当町の農業にも影響を及ぼします。将来耕作放棄地等が増えることのないように今から真の担い手に対する農地の流動化、集積、集約化に向けて行政が政策誘導するなど一層の推進が必要と考えますが、町長の見解を伺います。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 羽賀議員のご質問にお答えをいたします。

農地の流動化、集積、集約化についてのご質問であります。議員ご指摘のとおり、農業委員会による意向調査では経営規模の拡大を希望する意欲ある農業者が35%以上、しかしその一方で後継者がいないという回答が68%と約7割というこの調査の結果から考えますと、将来的にはかなり大きな規模で農地の流動化が起こるものと推察するところがあります。

農地利用の最適化に向けて農業委員会におきましては、農地法の適正運用や農地の利用調整、農地保有合理化事業などの活用により農地の集積、集約化を図り、土地改良区におきましては農業生産基盤整備の実施を契機とした農地の利用集積や換地による農地の集団化を推進しているところであります。

当町におきましては、平成24年度から担い手への農地集積、集約化、耕作放棄地の発生防止など人と農地の問題を解決すべく地域ごとに人・農地プラン、地域農業マスタープランの策定及びその定期的な見直しを行うこととされたところであり、当該プランの見直しを適宜行っているところでもあります。このご指摘の問題につきましては、個々の農業者の資産、さらには今後の営農に関わる問題でありますので、引き続き町、農業委員会、農業協同組合などの関係機関と連携協議を進め、担い手への農地の流動化、集積、集約化に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えているところであります。

○議長（熊林和男君） 羽賀君

○4番（羽賀直文君） 今答弁をいただきましたけれども、ここ2年ほどは本当にそれ以

前から比べるとあっせん件数、面積が非常に増えている。これは、裏をひっくり返せば先ほど町長が言われたように後継者のいない方や、それから自分が高齢になったから健康に不安がある、また不慮の事態によって手放さざるを得なくなった、そういう理由等が挙げられるというふうに思います。

それでも比較的当町では流動化が進まない要因の一つには、私は産地交付金の配分にあるのではないかなというふうに考えております。毎年12月に由仁町農業再生協議会において決定されます交付金単価、これがおっしゃってございました戦略作物助成ということで、麦、大豆、それから飼料作物についているわけですが、これが麦、大豆では1万6,000円なのに対し、飼料作物には1万3,000円。麦、大豆につきましては、多くの農家が自分で自ら耕起し、播種し、管理し、収穫して1万6,000円。これに対し飼料作物、ほぼ連携している畜産農家に丸投げだと私は思っておりますけれども、この単価が1万3,000円。どう考えてもこの3,000円の差というのは、真面目に取り組んでいる農業者から見れば、これはどうなのと、そういう不満の声もたくさん聞かれます。これを見直すことによって、耕畜連携に取り組んでいる受益者の選択肢の幅が私は増えるのではないかなというふうに考えております。

ちなみに、近隣の交付単価を調べて見ますと、JAが同じ栗山町は当町と同じ1万3,000円、長沼町は8,600円、南幌町については8,400円、比較的うちよりは安価な設定になっております。

現在耕畜連携に取り組んでいる農家は86戸、飼料作物の作付面積は387ヘクタール、これは数年前から見ると若干面積は減少しておりますけれども、由仁町の水田面積が4,000ヘクタール強なのに対しておおよそ1割弱が水田から草地に変わっていることとなります。耕畜連携も制度上はこれは必要な制度であろうことは私も認識しておりますけれども、今後の由仁町農業を守っていく担い手の要望に応じていくこともさらに重要なのではないかなというふうに考えていますけれども、これについて町長のお答えを伺いたいというふうに思います。

それと、先ほど示しました交付単価の是非、これの見直しについても町長の考えをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 羽賀議員のご質問にお答えをさせていただきます。

たしかこの米の生産調整が始まったとき、当初は単純休耕ということで、何も作らなくてもただ単純に休めば転作奨励金がもらえたと、そういう時代がありました。それから、水田に飼料作物を植える現在のようなそういった制度ではありませんでしたので、それでも町内の至るところで飼料作物が広がったと。しかしながら、その飼料作物が収穫が前提であるにもかかわらず、一部すき込みといいますか、全く収穫をされることがないといった、そういった現象も見られたというふうに私は記憶をしております。そういった過去の米の生産調整等を踏まえると、たしか羽賀議員からはこの耕畜連携につきましては以前にもご質問をいただいたと記憶しているようなあれがありますが、飼料作物、いわゆる自給

飼料の増産を目指すための政策として平成19年に制度化されたものでありまして、この取組の理想形というのでしょうか、それは米や野菜等を生産している耕種農家、いわゆる土地利用型の農家と畜産農家、畜産農家からの堆肥の交換を、実際には売買等が含まれるのでしょうか、交換などを前提としたいいわゆる地域農業の循環システムではないかと、このように私は把握しているところであります。この循環型農業、これはそれぞれの立場によって考え方の違いがあると認識をしております。推進に当たってのいわゆる農地の貸手と出し手、それぞれ様々な課題がありまして、これはまさに議員のご指摘のとおりだと思います。これまでもこの耕畜連携の在り方については、私ども町も含めた農業団体で構成する由仁町農業再生協議会における議論を経て、現在の制度の在り方、由仁町独自の制度の在り方、そして単価を決めているところであります。今後もこの制度、これは私にとりましては由仁町にとっては必要な制度だと考えておりますので、この農業団体、農業者、末端の方々の声にしっかりと耳を貸して、各農業団体それぞれにまず意見を集約をさせていただきまして、由仁町にとってどういったものが必要なのか、また最後にご質問の単価の在り方はどうなのかということのをこれを前提に協議会のほうでしっかりと協議をさせていただきたいと私は考えているところであります。これが由仁町にとってよりよい農業、よりよい耕畜連携の在り方をつくるための最善の方法だと私は考えているところであります。

○議長（熊林和男君） 羽賀君

○4番（羽賀直文君） 今町長に前向きなご発言をいただきましたので、大変心強く感じている次第でございますけれども、特に再生協の中で各農団長も入っているわけですが、やっぱり農団長はそれぞれの立場がありますので、なかなか過激なことは発言しづらいかと思っておりますけれども、先ほども町長が末端の方の意見も広く聞いてという言葉がありましたので、事務局会議などでそういう意見も十分吸い上げて検討していただきたいというふうに思います。

3月31日、農水省が今後5年間の農政の骨格となる新たな食料・農業・農村基本計画が閣議決定されました。さきの基本計画には2013年、今後10年間で農業農村所得倍増を目指すとした農林漁業の成長産業化戦略に沿った内容となっております。成長産業化戦略の大きな柱の1点目は、担い手の明確化と農地集積による生産性の向上となっております。特に農地集積では、2023年までに農地の8割を担い手に集積する目標を掲げ、農地中間管理機構を創設して推進してまいりました。残念ながら当町ではほとんど機能しているとは思えません。

ここで1点お聞きしたいと思えます。国が推進しているこの制度が残念ながら当町では利用者が一人もいないという、こういう事態をこれは町長はどのようにお考えでございましょうか。ここ数年の当町の生産農業所得は、作況にも恵まれて、一部の作物の販売単価が好調だったことなどから増加しています。さらには、担い手とされる一定以上の農地を保有する農業者の所得が増大していることから、土地利用型農業を旨とする農業者がさらに農地を求める可能性もあります。しかも、これらの需要は直近から短いスパンでの希望であることを認識していただきたい。5年後、10年後という、そういう長いスパンでは

なくて、今の国際状況、日本の農業情勢からいってもそれほど長いこと考えられないのです。折しも今日の農業新聞を御覧になったかなと思いますけれども、担い手かさらに減少している見出しで、基幹的農業従事者は2019年の時点では140万人と5年間で27万人も減ったと、この2019年までに。さらに、その中でも目立つのが若年層の減少が止まらず、60代以下は19年ではさらに81万人まで減っていると。60代以下ですから、これは60代も入っています。平均年齢は66.8歳、基幹的農業従事者。これは、内地府県と北海道農業の形態は若干違いますけれども、決して由仁町も人ごとではないと。北海道農業、由仁町農業もその一角に必ず入っていくような、そういう状況だと思います。担い手の要望をあまり長いスパンでなく短い期間で見直していただけるように、そういうような要望を出したいなというふうに思います。そういうことを考えて、先ほど質問した内容をもう一度町長にお尋ねしたいと思います。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 羽賀議員のご質問ですが、羽賀議員がその議員の活動を通していろいろな農業者の方からお聞きした声だと認識をしております。私も個々の農業者の声を事細かく耳にすることはできませんが、昨年9月に農業委員会が実施しましたアンケート調査、結果が農業委員会だよりに掲載をされておりました。そこで、この結果を拝見いたしますと、羽賀議員のご質問の前提となっている規模を拡大したいと、そういう農業者が35%、35%もいるという、いわゆる意欲的な農業者がこんなにたくさんいるのかということに関心をしたものでありますが、その一方でやはりご質問のとおり後継者がいないというところが68%。しかし、ちょっと待てよということで見ますと、35%も規模の拡大を目指しているのですが、実は現状維持と面積の縮小を足しますと半数以上の農業者が現在のとおりに現状維持、面積については現状維持、あるいは小さくしたいと、そういった結果も出ているところであります。では、その農地はといいますと、特に決まっていないうのが半分です。近隣の農家、農業者にお願いしたいというのが37%、約40%。これは、私は町と農業団体がもっと深く個々の農業者の声、現状としてはどうなっているか、地区的にはどういう要望が多いのかというような細かな調査をもっと実施しなければ駄目だというふうに考えております。議員のご質問のように耕作放棄地が増えることのないように担い手、後継者に対する農地の集約は必要であると私も考えています。由仁町の農業は、南空知の4町の中でも一番多様な生産活動が展開されていると私は考えています。その中の一つのご質問の耕畜連携、これは由仁町の酪農家は12件ありまして、たしか4町の中でも一番多いのではないかなと思います。多様な生産活動を展開しておりますので、必ずしも国が考えている耕畜連携の理想的なパターンではないかもしれませんが、少なくとも安い輸入に頼らない自給飼料を求める酪農家と、これはこの制度の副産物になるのかもしれませんが、不作付地や後継者のいない農業者の耕作放棄地化を防ぐような、そんな役割も担っていると考えております。

今ご質問の制度が全く利用されていないといったご指摘もございましたが、これはまだまだこれから進んでいくものと私は考えておりますし、原課の産業振興課のほうにおきま

しても人・農地プランの見直しに併せて全地区を回って、個々の農業者の声を聞くという、そういった取組をこれから進める予定であります。これは、地域農業の在り方ですから、いろいろな形態の農業者のすみ分けの問題ともう一つは連携の問題だと私は考えております。突き詰めていきますとこの問題というのは、先ほども申し上げましたが、個々の経営の問題でありますので、それは私が町政を預かる者としてリーダーシップを発揮して、一つの方向に向かって政策誘導をしていく、その前提にあるものがこの農業者の末端から組織に至るまで徹底的な議論をしていただきたい。進むべき道はどっちなのか。よくリーダーシップが必要だと、私の立場に対しては必要であります、今のこの状況では一歩も二歩も前に出てリーダーシップを発揮するのではなく、取りあえずはまずは半歩前に出て、いろいろな農業者の方、あるいは団体の方で徹底的な議論をしていただいた上で進めていかなければならないと考えているところでございます。この定例会におきます議員のご質問を、以前議員に同じような問題が指摘されたときに協議会のほうにもこのような質問が出されたということでフィードバックいたしました、その後議論は立ち消えになってしまったと、そういった点がありますので、また協議会のほうにこの議員ご質問の問題をしっかりと提案させていただきますので、これからの由仁町の農業を考えるために議員のご質問が一石を投じる形になることを私は願っているところでございます。

○議長（熊林和男君） 羽賀君

○4番（羽賀直文君） 3回目の質問はございませんけれども、先ほどからおっしゃっておられたのですけれども、農業委員会の意向調査、捉まえ方が若干町長の話だと現状維持もマイナス志向のようなちょっと今私は受け方したのですけれども、私は48%が現状維持だとなっていますけれども、皆さんがマイナス志向でないと思うのです。既にもう30町、40町、50町、100町持っていて、俺はもうこの状況でいいのだという人もここに回答されているでしょうし、施設野菜とか施設ハウスでやっていて、今俺のハウス面積はこの状態でいいのだという方もここには相当数いらっしゃるだろうと。面積縮小を考えている方は、若干名ですけれども、現状維持の中には今の現状に満足されて現状維持に回答されている方も相当数いらっしゃるだろうという、私はそういう捉まえ方でございますので、全てがマイナスではないのではないかなというふうに思います。

いずれにしても、先ほど来から町長さんが述べられているように再生協、先般ちらっと聞いたのですけれども、前段の事務局会議の中ではこの見直しについてこれから協議していこうというような、何かそういう話になったというふうなこともちらっと私は聞いているのですけれども、それこそ末端の農業者の意見を十分吸収して、議論を尽くして、できるだけ短いスパンの中で方向性を決めていただければなというふうに思います。これらを指摘させていただいて、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（熊林和男君） 次の質問者、後藤君の発言を許します。

後藤君

○9番（後藤篤人君） 私は、1点につきまして町長、教育長にお伺いしたいと思います。

新型コロナウイルス対策について。新型コロナウイルスが世界中で猛威を振るう中、先の見えない状態が長く続く不安が町民のストレスとなっております。これから本格的な暑さに向かって役場庁舎内、小中学校はマスク着用が求められておりますが、熱中症対策などを考えると難しい判断になると考えております。職員、生徒児童に対する熱中症対策について町長、教育長の見解をお伺いします。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 後藤議員のご質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の蔓延によりまして、北海道が2月の28日に道内全域を対象とした新型コロナウイルス緊急事態宣言を発し、それから以降町民の皆さんにおかれましては不要不急の外出を控え、感染予防を徹底していただいたところであります。その結果、本日まで町民への感染が確認されなかったことは大変喜ばしいことではありますが、その一方で毎日のニュースや新聞等で報道される感染症に関わる情報によりまして、町民の皆さんにとりましては感染症に対する病気や健康、生活への不安と、さらには外出が大きく制限されたことによるストレスも多かったのではないかなど、そう推察しているところであります。

5月の25日に国の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が解除されましたが、引き続きマスクの着用をはじめとするせきエチケットや手洗いの励行、ソーシャルディスタンス、社会的距離、人的接触距離の確保と密集、密接、密閉のいわゆる3密を避けるなどの感染防止対策に取り組みながら、少しずつではありますが、これまでの日常生活を取り戻されつつあるのではないかと考えているところであります。

後藤議員のご指摘のとおり、職員におきましては職場内の感染蔓延の防止と来庁者への不安を与えない取組としまして、カウンターへの飛沫感染防止用ビニールの設置と職員のマスク着用を励行しているところであります。6月以降は、気温も徐々に高くなり、マスクの着用で熱が籠もり、息苦しく感じることも多くなっている、これもまた事実であります。これから本格的な暑さを迎え、高い室内温度の中でマスクの着用は熱中症のリスクが高くなると言われておりますので、役場庁舎をはじめ健康元気づくり館、診療所、ゆめっく館事務所で勤務する職員におきましては、環境省と厚生労働省において作成された資料、令和2年度の熱中症予防行動を参考に熱中症予防の行動を進めてまいります。

具体的な取組につきましては、窓の開放による換気やブラインドによる直射日光の遮断、クールビズによる涼しい服装の着用など暑さを避ける従来の行動に加え、小まめな水分補給、また特に室温の高い状況におきましては会議や来庁者への対応時を除き、飛沫感染のおそれが少ない距離を確保できる場合にはマスクを取り外す取組も検討しているところであります。また、4月20日からは、各課長が職員出勤時に体温と体調の確認を実施しているところでもあり、今後も引き続き職員の健康管理を行い、体調が悪いと判断される場合には無理をさせずに、自宅で療養させるなどの対応も重要であると考えているところであります。

本年5月4日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議におきまして新型コロナウイルスを想定した新しい生活様式が示され、今年の夏はこれまでとは異なる環境の下で生活を送ることになりますが、今後も感染症予防対策と併せて熱中症対策についても情報を集め、職員の健康管理に努めてまいります。

小中学校の生徒児童に対する熱中症対策に関わる対応につきましては、この後教育長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（熊林和男君） 教育長

○教育長（田中宣行君） 小中学校におきます新型コロナウイルス対策についてであります。全国的な新型コロナウイルス感染症拡大に伴う学校の臨時休業措置が終了し、6月1日以降は町内小中学校も通常登校を行っております。学校は再開いたしました。今年度は臨時休業の影響により遅れた学習機会を補うため、やむなく学校行事の中止や内容の見直し、夏冬休みの期間短縮を余儀なくされる状況となっております。

特に1学期末は気温が上昇する時期でもあり、後藤議員のご指摘にもありますとおり、熱中症対策は教育委員会といたしましても児童生徒の健康確保に向けて一層留意する必要があると認識しており、国や道教委からの通知等を踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。

具体的な取組といたしましては、中学生の制服による登校を控え、Tシャツやハーフパンツなどの軽装励行や授業中における水分の補給、また額や首を冷やす対策や各教室への扇風機の設置なども含め検討しているところであります。なお、学校教育活動におきましては、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じますことから、飛沫防止対策として児童生徒及び教職員は基本的に常時マスクを着用することが望ましいと考えられますが、気候等の状況により熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合には、十分な換気をしながらマスクを外す対応も必要であると考えているところでございます。

以上です。

○議長（熊林和男君） 後藤君

○9番（後藤篤人君） 私は、今の町長、教育長の答弁をお聞きしまして、熱中症に対する答弁これでいいのかなという気がしております。町長においては、熱中対策の一つとして窓等を開けて換気を行うと。それで、室内の空気を下げたいと、熱気を下げたいというような答弁ありましたけれども、今のこの窓で開けて十分換気ができるのかどうなのか。では、今まで、去年、さきおとしまでは窓開けて十分換気ができたのかどうなのかという不安がすごくあります。それで換気は十分ですからと言われたら、ちょっとどうなのかなという気がいたします。

もう一つは、教育長の答弁なのですけれども、子供たちの熱中症対策ということで、最近朝暑い日に子供たちがマスクして登校している。暑いでしょうと言ったら、すごく暑いというふうな答弁ありまして今回この質問で、登下校でもしそういう状態見たらどうするのだろうと。それと、先ほど言っていましたけれども、窓の開閉で十分なのかなと。多分

子供たちには水分補給が必要だというふうに思っております。親とも話したのですけれども、高学年になると水分補給が簡単にできると。というのは、こういう水分のキャップも簡単に開けられると。ところが、小学校の低学年になると、キャップの開閉がうまくいかない。もちろんそれはそうです。力のない小学校1年生のときにそうやってやっているうちにいつまでかかってもいいからというわけではないと思うので、水分補給の問題も小学校の低学年になると先生の手間がかかり過ぎて授業にならなくなるという話も私のほうにも聞こえてまいります。その辺のところも考えて、現場のほうとこういう連絡取りながらの答弁なのかなというふうにはちょっと考えましたけれども、残念ながら私にはそのように聞こえない。親のほうに会ったときに教育委員会はこうやって考えているのだというふうなちょっと今のままでは返事ができないのではないかなという気がしておりますので、その辺踏まえまして再度答弁お願いしたいと思っております。

○議長（熊林和男君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時30分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

町長

○町長（松村 諭君） 職員の熱中症対策についてお答えをさせていただきますが、議員のほうからこの庁舎につきましては排煙窓しかないものですから、この排煙窓だけで換気は十分なのかというご質問であります。これは十分か、十分でないか、どこまでやったら十分で、どこまでできなかつたら不十分なのかということが分かりません。ただ、これは今この施設を使って対策を進めるのは、この排煙窓だけでは暑さ対策ということで庁舎内の気温を下げるということは難しいものですから、これはまずは今、昨年までも気温の上があったときには対応しておりましたが、入り口のドアを全て開放すると、庁舎の中も風を通すという、そういった措置で対応していくしかないと考えているところであります。

○議長（熊林和男君） 教育長

○教育長（田中宣行君） 後藤議員の再質問についてお答えいたしますが、まず登下校に際してマスクをしているということで、息苦しいという話があったという話が第1点目にありましたけれども、当然社会的な距離を保てれば必要に応じてマスクは外すということは可能ですので、そういう指導もしていきたいなと思っておりますし、次に低学年における水の補給、水分の補給に関してですが、各家庭で用意したものを学校に持ってきてもらっているのが基本なので、当然自分で開けれないようなものを学校に持ち込ませること自体があれという感じで私は聞こえていたのですけれども、その辺、こんなことあえて言うのかどうか分かりませんが、各学校に対して水分補給の必要性について十分説明をしながら、各家庭においては当然授業中も水分補給できるような体制が取れていますので、そういう容

器といますか、確保するように指導というか、お願いをしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（熊林和男君） 後藤君

○9番（後藤篤人君） 町長の今の答弁なのですが、現在の窓で十分であるというふうな答弁でないかなという気がしております。私も夏庁舎内何回か来たことありますけれども、町長も御存じだと思っておりますけれども、本庁舎西側の奥のほうが全然風入ってこないのです。1階から3階まで全部そうなのか、私も全部調べたわけではないのですが、どういうわけか西側のほうに風が入ってこない。この暑さは、ちょっとマスクしてでは自分自身もあまり来たくないなという気はしているのですが、役場の職員ですから、お客さんがいつ来るか分からない、どういう状態でそれこそ飛沫が来るか分からないという状態で、私は非常に難しい対応かなというふうに思っております。

それで、前にもちょっと話はしたのですが、今エアコン関係も大分しっかりしたものが出てきているという話も聞くので、その辺も対策の一つになるのではないかなと、そんなことを少し考えております。そして、同じような考えも、学校のほうももう昔と時代は大分違ってきておりますので、その辺も少し考えられたらいいのではないかなという気がしております。

今教育長が水分のお話しされましたけれども、私が言っているのではなくて小学校の低学年のお母さん方の話ですから、私が自分で考えて言っている話でない、その辺についての教育現場の対応の仕方がこれでいいのかどうなのか、その辺もう一回検討されたほうがいいのかという気がしております。その辺併せて答弁もう一回お願いします。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 後藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

初めにまず、庁舎のこの窓が十分だというふうには私はお答えをしていないつもりであります。これは、この建物、防衛施設庁の防音の補助金をもらって建設した建物でありますので、この建物を建設するときから窓を開くような設計は認められなかったという、そういった建物であります。したがって、排煙窓しかないというのが現状であります。窓を開けるようにすればいいのではないかとありますが、この窓全て規格外品でありまして、窓を開くようにするためには窓枠から何から全部特注で発注しなければならないという非常に高額な費用がかかるという、そういった面があることをご理解をいただきたいと思っております。

エアコンの問題であります。北海道におきましても最近では30度を超える日が多くなってまいりまして、エアコンの需要も年々増加しているようであります。しかしながら、これは新聞の情報であります。一般的なエアコン、業務用ではありません。一般的なエアコン、日本で販売されているエアコンの95%は外気を取り込む状態になっていないので、コロナウイルスについては逆効果だと、そういった記事が掲載されておりました。この記

事の正しいのか、誤っているのか、そこを議論する考えはございませんが、新聞にはたまたまそういうふうに掲載していたということでもあります。たしか昨年でしょうか、本州、猛暑が続いて、文科省が各学校にエアコンを長期的に整備をしていくというような、そういった政策も上げたようではありますが、まだまだ各学校にエアコンを整備するというふうにはなっておりませんし、当然この庁舎にもエアコンを設置するという形になりますと、これは会議室を除いて設置するには業務用のエアコンしかないのではないかなど考えております。この建物の構造上のことを考えますと、私は専門家ではありませんが、暖房機と同様に建物全体を冷房できるような、そういった設備、業務用の大型の冷房になるのでしょうか、それを設置しなければならないと考えておまして、設置費用、ランニングコストなどを考慮いたしますと現在の財政状況におきましては、これは優先的に設置、整備するというふうにはちょっと私は今考えておりません。

○議長（熊林和男君） 教育長

○教育長（田中宣行君） エアコンの話は、今町長のほうからもありましたけれども、平成29年でしたか、非常に全国的に日本中が暑かったというか、熱中症が非常になったときに文部科学省も補助をつけて、学校にエアコンをとという方針を立てました。ただ、ほとんどが西日本が整備率が高く、当然暑いからなのですけれども、東日本というか、特に北海道なんかは非常に設置率が低いと。ただ、私の小さい頃に比べれば明らかに暑くなっているなどというのは実感として分かっているので、そういうことも今後は検討する必要もあるのだろうなというふうに思いますが、ただ現状の建物が防衛の補助で建てたような建物で、なかなか簡単に財産処分というか、改造とか何かもしにくいような状況もあって、そういうことも考慮しながら、今後の課題として考えていきたいなというふうに思っております。

それと、低学年の水分の補給の話ですが、お母さん方から聞いた話だということで、私どもは当然家庭で用意したものは当然子供が使えるものを用意して渡しているのだと思っているものですから、その辺の情報収集を再度学校と行いまして、それについて協議してまいりたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（熊林和男君） 後藤君

○9番（後藤篤人君） 最後に、これは答弁要らないのですけれども、今エアコンの話もちょっとさせてもらったのですけれども、テレビ等の宣伝のやつを町長見たというような話なのですけれども、申し訳ないのですけれども、大分物は進んでおりまして、業務用のこういう部屋につける大きなエアコンではなくて、壁置き型のちょっとはりのほうに置けるようなエアコン、実は私も自分で言ったはいいけれども、そんなものないよと言われてたら困るものですからカタログを取って調べさせてもらいましたら、今のエアコンはちょっとよければ換気の機能もついたりやつがあつて、そしてただテレビで宣伝しているようなものは残念ながらついていないと。だけれども、もうワンランクアップするとつけれると。こういう大きな庁舎はどうなのですかという話もさせてもらいましたら、やっぱり台数によ

って十分可能だよというような返事を電気屋さんでお伺いしてまいりました。そんなこともあったものですから、もうちょっと今のことに対して、職員の職務上の環境の限界もありますので、今年、来年でなくてもいいですから、頭にあるか、ないかで全然物事の進み方違うと思うので、ひとつ検討していただきたいなど。

今の教育長の子供たちの問題ですけれども、私どもにしましたら小さい子供が道路でもしうずくまっていたら、これは大変な問題だなというふうな気がしてお話しさせていただいたわけであるものですから、今のことに対して疑問点としていただきたいなどということをお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（熊林和男君） 以上で日程第5、一般質問を終わります。
暫時休憩いたします。

休憩 午前10時43分
再開 午前11時00分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第6 議案第1号

○議長（熊林和男君） 日程第6、議案第1号 由仁町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第1号 由仁町税条例等の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 住民課長

○住民課長（中島 哲君） 議案第1号 由仁町税条例等の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの条例改正は、地方税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い所要の改正を行うものであり、さきの臨時会において承認をいただいた専決処分以外の改正となります。

説明は新旧対照表で行いますが、条例の改正内容を簡略化して一覧にしたものを議案第1号資料1としてお手元に配付しておりますので、併せて御覧ください。また、改正箇所が多いため、法改正に伴う引用条項や文言の整理、条ずれ、項ずれ及び元号の改正などは、

資料1に記載しておりますので、説明を省略させていただきます。

それでは、議案第1号資料2を御覧ください。右欄が現行の条例、左欄が改正案であります。

初めに、第1条関係であります。第24条は個人の町民税の非課税範囲の改正で、婚姻歴の有無や性別による不公平をなくすため、夫の寡夫を廃止し、独り親を追加するものであります。

第33条の2は、独り親控除の追加に伴う改正であります。

4ページをお開きください。附則第17条と、次の5ページを開いていただいて附則第17条の2第3項は、課税の特例に関する改正で、附則第17条は空き地などの低未利用地を譲渡した場合に一定の要件を満たせば譲渡益から100万円が控除される課税の特例創設に伴う改正、第17条の2第3項は優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の特例の期限延長に伴う改正であります。

続きまして、第2条関係であります。7ページをお開きください。第31条第2項と次の8ページにあります第3項は、法人税法におきまして連結納税が廃止されたことに伴い改正を行うものであります。

11ページをお開きください。第47条第9項の削除は、同じく法人税法の改正に伴うもので、連結納税の廃止に伴い個別帰属法人税額も廃止となったことによる規定の削除であります。

続きまして、13ページをお開きください。13ページの第47条第16項及びページ下段の第49条第2項から16ページの第51条第6項まで、こちらにつきましては連結納税制度廃止に伴う改正と規定の削除となっております。

16ページの中段より下になりますが、第93条第2項は軽量な葉巻たばこの換算方法に係る改正で、さきに専決をいただきました条例改正と併せ、2段階で改正を行うものであります。

次のページをお開きください。続きまして、第3条関係であります。こちらの第3条及び次の18ページの附則第1条第5号は、独り親を非課税の範囲に追加したことにより、施行日が未到来の改正を削除するものであります。

18ページの下段から第4条関係であります。19ページをお開きください。附則第10条の2は、地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例の特例率の規定で、一定の事業用家屋及び構築物を対象に加えたことによる改正であります。

次の第15条の2は、軽自動車税環境性能割の非課税適用期限を令和3年3月31日まで延長するものであります。

ページの下段、新たに附則に追加します第23条と次のページの第5条関係の附則第24条、それから21ページの第25条は、新型コロナウイルス感染症に関する規定で、第23条は手続の期限に関する規定の追加、第24条はイベントなどのチケットを払い戻さなかった場合に寄附金控除の適用を可能とする規定の追加、第25条は住宅ローン控除の弾力化で新型コロナウイルスの影響により入居が遅れた場合の住宅ローン控除の適用期限を1年延長するものであります。

21 ページの中段であります。最後に附則になります。附則の第1条は施行期日で、この条例の施行日を公布の日からとするものであります。独り親に関する改正、延滞金の割合等の特例に関する改正、納期限の延長に係る延滞金の特例に関する改正及びこれらに関する経過措置、新型コロナウイルス関連の特例は令和3年1月1日を施行日に、第2条関係の改正とこれに関する経過措置は令和4年4月1日を施行日に、土地の長期譲渡に関する特例の改正は土地基本法等の一部改正法の一部が施行された翌年の1月1日をそれぞれ施行日とするものであります。

第2条は延滞金に関する経過措置、第3条は個人の町民税に係る経過措置、次の22ページに移りまして、第4条は法人の町民税に係る経過措置で、条例改正に対する施行日前後の調整を図るものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 由仁町税条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第2号

○議長（熊林和男君） 日程第7、議案第2号 由仁町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第2号 由仁町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定

について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法等の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 住民課長

○住民課長（中島 哲君） 議案第2号 由仁町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの条例改正は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律、こちらデジタル手続法と言われておりますが、この施行によりマイナンバー法の一部が改正され、マイナンバーの通知カードが本年5月25日をもって廃止されたため、この通知カードの再発行手数料に係る事項を条例から削除するものであります。

説明は新旧対照表で行いますので、議案第2号資料を御覧ください。右欄が現行の条例、左欄が改正案であります。

改正は第2条のみで、第14号に規定をしております通知カード再発行に係る規定を削除し、続く第15号から第32号までを1号ずつ繰り上げるものであります。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 由仁町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第3号

○議長(熊林和男君) 日程第8、議案第3号 由仁町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び由仁町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第3号 由仁町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び由仁町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、由仁町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の基準であります内閣府令と由仁町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の基準であります厚生労働省令がそれぞれ一部改正されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させていただきますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 保健福祉課長

○保健福祉課長(中道康彦君) 議案第3号 由仁町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び由仁町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、満3歳未満児を対象といたしました子ども・子育て支援法に定められた特定地域型保育事業及び児童福祉法に定められました家庭的保育事業等における卒園後の受皿としての保育所等との連携施設の確保につきまして先行利用調整などの措置が講じられているときは連携施設の確保を要しないこと及び居宅訪問型保育事業における取扱いの一部について明文化する内閣府令及び厚生労働省令の改正が行われたことから、両条例の関係規定について改正しようとするものであります。

それでは、新旧対照表で説明いたしますので、議案第3号資料を御覧願います。右側が現行、左側が改正案であります。

まず、第1条関係は、由仁町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正で、第42条は特定教育・保育施設等との連携で、現行の同条第4項では第1項第3号に規定する連携施設における教育・保育の提供について適用しないことができる場合として、連携施設の確保が著しく困難であると認めるときを規定しておりますが、改正案では連携施設の確保が著しく困難であると認めるときを第2号と

して規定し、第1号として保育所等の利用調整において保護者の希望に基づき引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているときを加えるものであります。

第5項は、第4項の改正に伴う文言の追加であります。

2ページをお開き願います。第2条関係は、由仁町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正で、第6条は保育所等との連携について規定しており、第1条関係の改正と同様の改正であります。

下段、第37条は、居宅訪問型保育事業で、3ページをお開き願います。第4号は、これまでも実施可能でありました母子家庭等の保護者の疾病、疲労、身体上などの理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合に保育を提供することについて明文化するものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行しようとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 由仁町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び由仁町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第4号

○議長（熊林和男君） 日程第9、議案第4号 由仁町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第4号 由仁町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、本条例の基準であります厚生労働省令の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中道康彦君） 議案第4号 由仁町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育におきまして放課後児童支援員が受講しなければならない認定資格研修実施の事務権限をこれまでの都道府県知事及び指定都市の長のほか中核市の長にも拡大し、研修受講機会を拡充する厚生労働省令の改正が行われたことから、本条例の関係規定について改正しようとするものであります。

それでは、新旧対照表で説明しますので、議案第4号資料を御覧願います。右側が現行、左側が改正案であります。

第10条は、職員に関する規定で、第3項で放課後児童支援員は研修を修了した者でなければならない旨を規定していますが、条文中、指定都市の次にもしくは同法第252条の22第1項の中核市を追加しようとするものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号 由仁町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第5号

○議長(熊林和男君) 日程第10、議案第5号 由仁町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第5号 由仁町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、地方税法等の一部を改正する法律等の施行及び国民健康保険の保険税算定の基礎となる基準所得の確定による税率の見直し並びに新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免に係る規定を整備するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、このたびの条例の一部改正につきましては、去る5月29日に開催されました国民健康保険運営協議会に諮問し、承認する旨の答申をいただいております。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 住民課長

○住民課長(中島 哲君) 議案第5号 由仁町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、地方自治法及び同法施行令の改正による課税限度額の改正、所得額の確定に伴う保険税率の改正が主であります。

説明は新旧対照表で行いますが、条例の改正内容を簡略化して一覧にしたものを議案第5号資料1としてお手元に配付しておりますので、併せて御覧ください。

それでは、議案第5号資料2を御覧ください。右欄が現行の条例、左欄が改正案であります。

初めに、第2条は、限度額の改正で、第2項は基礎賦課分の課税限度額の引上げであります。現行の61万円から2万円引上げ、63万円とするものであります。

第4項は、介護納付金分の限度額で、現行の16万円から17万円へと1万円引き上げるものであります。

次のページをお開きください。第3条は、基礎賦課分の所得割税率であります。課税の基準となります総所得額に乘じる割合を100分の9.0から100分の8.6へと0.

4引き下げのものとあります。

第5条の2は、基礎賦課分の世帯別平等割額の規定で、第1号の規定は特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯に係る額を2万8,000円から2万5,000円へと3,000円引き下げ、それに伴いまして第2号では特定世帯、第3号では特定継続世帯に係る額をそれぞれ第1号に規定する額の2分の1の額、4分の3の額へ引き下げるものとあります。

続きまして、第8条は、介護納付金に係る課税額で、総所得額に乘じる割合を100分の2.0から100分の1.8へと100分の0.2引き下げるものとあります。

次のページをお開きください。第9条の3は、介護納付金に係る世帯別平等割額の規定で、8,000円から6,000円へと2,000円引き下げるものとあります。

第23条は、低所得者に対する減額の規定で、基礎賦課分及び介護納付金分の限度額の引上げ及び世帯別平等割額の引下げに併せ、それぞれ金額を改正するものとあります。

なお、軽減判定の基準額算出の際に世帯に属する被保険者数に乘ずる控除額を第2号に規定する5割軽減では1人28万円から28万5,000円に、次のページを開いていただきまして、第3号に規定しております2割軽減では51万円から52万円に引き上げております。

続きまして、附則の改正であります。附則第5項は、長期譲渡所得に係る課税の特例で、地方税法に低未利用土地取得の特例が創設されたことによる改正と文言の整理であります。

次のページをお開きください。追加となります。附則第15項は、新型コロナウイルス感染症に関する保険税減免の特例で、新型コロナウイルス感染症の影響により所得が減少した被保険者に対する減免をほかの税目と同様、要綱の定めるところにより実施しようとするものとあります。この減免であります。国が示します一定の要件に合致するものは、減免分を国が全額財政支援することとされており、当町ではこの財政支援を全額受けることができる範囲内で実施する考えであります。

最後に、附則であります。第1条は、施行日で、この条例を公布の日から施行しようとするものとありますが、譲渡所得の特例に関しましては令和3年1月1日を施行日とするものとあります。

第2条は、経過措置で、改正後の条例の規定は令和2年度以後の国民健康保険税に適用し、令和元年度分までの国民健康保険税は、従前の例によるものとあります。ただし、新型コロナウイルスの減免に関しましては、令和2年2月1日以後に納期限が到来する分が対象となりますので、令和元年度分の国民健康保険税から適用するものとあります。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号 由仁町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第6号

○議長(熊林和男君) 日程第11、議案第6号 由仁町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第6号 由仁町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、介護保険法施行令の改正に伴う所得の少ない第1号被保険者保険料の減額賦課に係る保険料額の改正及び新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免に係る規定を整備するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させていただきますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 保健福祉課長

○保健福祉課長(中道康彦君) 議案第6号 由仁町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明を申し上げます。

このたびの改正は、昨年10月からの消費税率引上げに併せて実施されました第1号被保険者の第1段階から第3段階までの保険料軽減強化につきまして、昨年度は2分の1の減額幅となっておりますが、本年度は消費税率引上げの満年度化に伴い、保険料軽減を完全実施することとされた介護保険法施行令の一部改正が本年4月に施行されたことに伴う改正及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した第1号被保険者などに対して保険料を減免するための関係規定を整備しようとするものであります。

それでは、議案資料で説明いたしますので、初めに議案第6号資料の1を御覧願います。

第1号被保険者の介護保険料は、所得に応じて第1段階から第9段階までに分けて規定しているところであります。上の表は負担率を記載しておりますが、左から所得階層、次に平成30年4月以降の負担率、その次に平成31年4月以降の負担率、これが現行であります。次に、令和2年4月以降の負担率、これが改正案となります。一番右は、改正による引下げ率を記載しております。今般の改正につきましては、第1段階から第3段階について改正しようとするものであり、第1段階につきましては現行0.375を改正案で0.3に、第2段階は0.625を0.5に、第3段階は0.725を0.7に引き下げようとするものであります。引下げ率につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

次に、下の表は保険料額で、負担率の改正により第1段階では現行2万5,060円を改正案で2万500円に、第2段階は4万1,770円を3万3,420円に、第3段階は4万8,450円を4万6,780円に引き下げようとするものであります。引下げ額につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

次に、新旧対照表で説明いたしますので、議案第6号資料の2を御覧願います。右側が現行、左側が改正案であります。

第2条は、保険料率で、第2項から第4項まで令和元年度に係る文言を削除し、第2項では今ほど議案第6号資料の1で説明したとおり、第1段階の保険料額を2万5,060円から2万500円に減額、第3項は第2段階の保険料額を4万1,770円から3万3,420円に減額、第4項は第3段階の保険料額を4万8,450円から4万6,780円に減額するよう改めるものであります。

2ページをお開き願います。第9条は、保険料の減免で、第1項では第8条に規定する保険料の徴収猶予に該当する場合であって、その程度が甚大、保険料徴収が適当でないとする場合に保険料を減免することができる旨規定しているところでありますが、第8条第1項の保険料徴収猶予の規定に第5号として、その他特別な事由があると認められることを追加し、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免に対応しようとするものであります。

下段、制定附則であります。第6条を第7条に1条繰下げ、第6条として、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の特例を追加しようとするものであり、議案第5号で議決されました国民健康保険税の減免と同様の取扱いをしようとするものであります。

3ページをお開き願います。附則であります。第1項は施行期日で、この条例は、公布の日から施行し、保険料軽減の完全実施に係る第2条の改正規定は、令和2年4月1日から適用するものであります。

第2項は、適用区分で、改正後の由仁町介護保険条例第2条の規定は令和2年度の保険料から適用し、令和元年分までの保険料については、なお従前の例によるものとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号 由仁町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第7号

○議長(熊林和男君) 日程第12、議案第7号 由仁町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第7号 由仁町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、火葬場施設であります伏古斎苑の改修及び認定こども園でありますにじいろこども園の整備に伴い計画の一部を変更する必要があるため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき議会の議決を得ようとするものであります。

内容につきましては、地域活性課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 地域活性課長

○地域活性課長(菊地和夫君) 議案第7号 由仁町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について内容の説明をいたします。

由仁町過疎地域自立促進市町村計画につきましては、平成28年度から令和2年度までの5年間を計画期間としているところでございますが、このたびの改正は2つの施設に係る改修事業と整備事業の追加であります。

1つ目は、共同設置した火葬場の伏古斎苑であります。建設後19年が経過し、主要設備であります火葬炉と冷暖房設備の経年劣化が激しく、必要な改修によって施設の長寿命化を図ろうとする改修事業であります。2つ目は、認定こども園であるにじいろこども園の開設により職員が増員となり、手狭となった事務室を広げ、併せて備品等の格納庫を設置することで施設の機能強化を図ろうとする整備事業でございます。これらの事業にその財源として過疎債を充当することを予定しており、今回計画の一部を変更しようとするものであります。

変更内容につきましては、新旧対照表により説明いたしますので、議案第7号資料を御覧ください。表の右側が現行、左側が変更案になっております。

変更案の上段の表になります。自立促進施策区分、3、生活環境の整備の事業名の欄に(4)、火葬場、事業内容に火葬場施設改修事業、事業主体に南空知葬斎組合を加え、さらに下段の表になります。自立促進施策区分、4、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の事業名の欄に(4)、認定こども園、事業内容に認定こども園整備事業、事業主体に学校法人を加えるものであります。

なお、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、この計画の変更案について北海道と事前に協議を行ったところ、5月11日付で北海道知事から異議がない旨の通知があったところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第7号 由仁町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第8号

○議長（熊林和男君） 日程第13、議案第8号 令和2年度由仁町一般会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第8号 令和2年度由仁町一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では新型コロナウイルス感染症対策に係る物品購入費用の増額や介護保険事業特別会計繰出金の追加、農業関係事業費の計上など、歳入では町税及び事業実施に伴う補助金等の増額、財政調整基金繰入金の減額などが主なものであります。

内容につきましては、副町長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 副町長

○副町長（田中利行君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第8号 令和2年度由仁町一般会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時58分
再開 午後 1時30分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第14 議案第9号

○議長（熊林和男君） 日程第14、議案第9号 令和2年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第9号 令和2年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では北海道への納付金の減額及び令和元年度の医療費確定に伴う交付金返還額の増額など、歳入では所得額確定に伴う保険税の増額及び一般会計繰出金の減額などが主なものであります。

なお、議案第5号同様、この補正予算につきましても国民健康保険運営協議会に諮問し、承認する旨の答申をいただいております。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 住民課長

○住民課長（中島 哲君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第9号 令和2年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第10号

○議長(熊林和男君) 日程第15、議案第10号 令和2年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第10号 令和2年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では地域支援事業費の追加、歳入では国庫補助金の計上及び議案第6号で議決をいただきました由仁町介護保険条例の一部を改正する条例に基づき軽減する保険料の減額が主なものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 保健福祉課長

○保健福祉課長(中道康彦君)

「記載省略」

○議長(熊林和男君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第10号 令和2年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第11号ないし日程第30 議案第25号

○議長(熊林和男君) お諮りいたします。

日程第16、議案第11号から日程第30、議案第25号 農業委員会委員の任命については、会議規則第37条の規定により一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) 町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) ただいま一括上程されました議案第11号から議案第25号までの農業委員会委員の任命について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、現在の農業委員会委員の任期が7月19日をもって満了となることから、15名の委員の任命について農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を得ようとするものであります。

順不同となりますが、お許しをいただきます。議案第11号の橋口善一郎氏、議案第12号の中道雅彦氏、議案第15号の川崎浩樹氏、議案第16号の西田勝敏氏、議案第17号の佐藤弘之氏、議案第18号の杉本道哉氏、議案第19号の北川正則氏、議案第20号の上野祐司氏、議案第22号の川端敦氏、議案第23号の鷺見幸生氏、議案第25号の高嶋雅彦氏の11名につきましては、引き続き農業委員会委員として任命するものであります。

次に、議案第13号の森長正徳氏、議案第14号の松田一博氏、議案第21号の田中昭一氏の3名につきましては、農業に従事されており、新たに農業委員会委員として任命す

るものであります。

ただいま申し上げました14名につきましては、農業経営基盤強化促進法第13条第1項で規定する認定農業者及び認定農業者である法人の代表であります。さらに、農業委員会等に関する法律第8条第5項に規定する農業委員会委員の任命に当たっては、認定農業者が委員の過半数を占めるようにしなければならないという要件を満たしております。

次に、議案第24号の本間俊明氏につきましては、法第8条第6項の規定による農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならないという要件に合致しておりますので、引き続き農業委員会委員として任命するものであります。

以上、議案第11号から議案第25号までの15名は、人格高潔で農業に関する識見を有していることから、適任であると考えておりますので、提案した次第であります。

なお、委員の任期につきましては、法第10条第1項の規定により本年7月20日から令和5年7月19日までの3年間であります。

議員各位の満場の一致のご同意をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

会議規則等運用例第48条の規定によって、討論を行わず、直ちに採決を行います。

この採決は、1議案ごとに起立で行います。

議案第11号について、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（熊林和男君） 起立全員です。

したがって、本案はこれに同意することに決定をいたしました。

議案第12号について、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（熊林和男君） 起立全員です。

したがって、本案はこれに同意することに決定をいたしました。

議案第13号について、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（熊林和男君） 起立全員です。

したがって、本案はこれに同意することに決定をいたしました。

議案第14号について、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（熊林和男君） 起立全員です。

したがって、本案はこれに同意することに決定をいたしました。

議案第15号について、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（熊林和男君） 起立全員です。

したがって、本案はこれに同意することに決定をいたしました。

議案第16号について、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（熊林和男君） 起立全員です。

したがって、本案はこれに同意することに決定をいたしました。

議案第17号について、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（熊林和男君） 起立全員です。

したがって、本案はこれに同意することに決定をいたしました。

議案第18号について、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（熊林和男君） 起立全員です。

したがって、本案はこれに同意することに決定をいたしました。

議案第19号について、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（熊林和男君） 起立全員です。

したがって、本案はこれに同意することに決定をいたしました。

議案第20号について、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(熊林和男君) 起立全員です。

したがって、本案はこれに同意することに決定をいたしました。

議案第21号について、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(熊林和男君) 起立全員です。

したがって、本案はこれに同意することに決定をいたしました。

議案第22号について、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(熊林和男君) 起立全員です。

したがって、本案はこれに同意することに決定をいたしました。

議案第23号について、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(熊林和男君) 起立全員です。

したがって、本案はこれに同意することに決定をいたしました。

議案第24号について、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(熊林和男君) 起立全員です。

したがって、本案はこれに同意することに決定をいたしました。

議案第25号について、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(熊林和男君) 起立全員です。

したがって、本案はこれに同意することに決定をいたしました。

◎日程第31 意見書案第1号

○議長（熊林和男君） 日程第31、意見書案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長に意見書の提出について朗読をさせます。

○事務局長（河合高弘君） 意見書案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和2年6月17日提出。提出者、由仁町議会議員、大竹登、賛成者、由仁町議会議員、羽賀直文。

内容につきましては、別紙のとおりですので、朗読を省略いたします。

以上でございます。

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

この意見書案第1号につきましては、ただいまの朗読でお分かりのこととしますので、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明及び質疑、討論を省略して、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） これから採決を行います。

意見書案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第32 意見書案第2号

○議長（熊林和男君） 日程第32、意見書案第2号 新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長に意見書の提出について朗読させます。

○事務局長（河合高弘君） 意見書案第2号 新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書。

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和2年6月17日提出。提出者、由仁町議会議員、大竹登、賛成者、由仁町議会議員、羽賀直文。

内容につきましては、別紙のとおりですので、朗読を省略いたします。

以上でございます。

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

この意見書案第2号につきましては、ただいまの朗読でお分かりのこととしますので、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明及び質疑、討論を省略して、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） これから採決を行います。

意見書案第2号 新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書の提出については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第33 議会運営委員会の閉会中の審査について

○議長（熊林和男君） 日程第33、議会運営委員会の閉会中の審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付したとおり閉会中の審査の申出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり閉会中の審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり閉会中の審査に付することに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議長（熊林和男君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

令和2年由仁町議会第2回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

◎閉会 午後 1時55分

上記会議の次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確なることを証するため、ここに署名する。

議長 熊 林 和 男

3 番議員 早 坂 寿 博

4 番議員 羽 賀 直 文